

■ 外国証券情報 ■

東海東京証券作成

作成日： 2025年7月29日

管理コード：OL287-1-202507

<1.発行者情報>

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 発行者の名称: | ソフトバンクグループ株式会社
SoftBank Group Corp. |
| (2) 発行者の本店所在地: | 有価証券報告書をご参照ください |
| (3) 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年: | 日本会社法、株式会社、1981年 |
| (4) 決算期: | 有価証券報告書をご参照ください |
| (5) 事業の内容: | 有価証券報告書をご参照ください |
| (6) 経理の概要: | 有価証券報告書をご参照ください |
| (7) 保証を行なっている親会社に関する事項: | 該当なし |

<有価証券報告書の開示書類を閲覧するホームページ>

EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)

『金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム』

URL: <https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>

<発行者またはこれに準ずるものにより公表されているホームページ>

URL: <https://group.softbank/>

<2.証券情報>

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 有価証券の種類及び名称: | ソフトバンクグループ株式会社発行
2029年4月10日満期 6.500% 米ドル建無担保社債 |
| (2) 発行地及び上場・非上場の区分: | ユーロ市場、シンガポール証券取引所に上場 |
| (3) 発行日: | 2025年7月10日 |
| (4) 発行額: | 5億米ドル (2025年7月現在) |
| (5) 利率及び利払金の決定方法: | 年率6.500%(30/360,unadjusted) |
| (6) 利払日: | 初回2025年10月10日、以降毎年4月、10月の10日(年2回) |
| (7) 償還期限: | 2029年4月10日 |
| (8) 償還金額及び償還金の決定方法: | <p>額面金額で満期償還。</p> <p>但し、税制の改正や解釈の変更があった場合、発行者はいつでも本債券の全額を額面金額に当該期限前償還日までの経過利息を付した金額で期限前償還することができる。</p> <p>また、発行者はその裁量において本債券の全額または一部を下記金額に経過利息を付した金額で期限前償還することができる。</p> <p>①満期償還日の90日前までは、以下の(i)(ii)のいずれか高い方の金額</p> <p>(i)満期償還日までの元利金の合計(ただし期限前償還日までの経過利息を除く)を同年限の米国債利回り+0.50%で現在価値に割り引いた金額</p> <p>(ii)額面金額</p> <p>②①以降は、額面金額</p> <p>さらに、資本拘束条項イベントが発生した場合、本債券の保有者は発行者に対して額面金額に経過利息を付した金額での買取を請求することができる。</p> <p>なお、本債券に対し公開買付(上記の資本拘束条項によるものを含むが、それに限らない)が実施され、発行残高の90%以上の債券保有者が応募した場合、発行者等は残存する発行額のすべてを公開買付での買付価格に等しい額に経過利息を付した金額で期限前償還することができる。</p> |
| (9) 受託会社又は預託機関: | ユーロクリア、クリアストリーム |
| (10) 担保又は保証に関する事項: | 無担保、無保証 |

- (11) 他の債務との弁済順位の関係: 本債券は発行者の無担保社債であり、発行者の担保付債務および子会社の債務に実質的に劣後し、劣後債務に優先する。
ただし、担保提供制限条項やその例外など、財務上の特約がある場合はそれに従う。
- (12) 発行、支払及び償還に係る準拠法: ニューヨーク州法

＜3.証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容＞

該当なし

※本情報は、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令に従って作成されたものであり、当該証券に関する完全な情報が記載されているものではありません。